

議員提出議案第 1 号

湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 27 年 2 月 12 日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	山 本 俊 明
賛成者	同	高 橋 延 幸
	同	村 瀬 公 大
	同	善 本 真 人
	同	佐 藤 恵
	同	室 伏 寿 美 夫
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第 121 条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことなどに伴い、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和33年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「8人」を「7人」に改める。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（出席説明の要求に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の第17条の規定は、なおその効力を有する。